

東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領

	20 福保障居第 3985 号
	平成 21 年 5 月 21 日
改正	21 福保障居第 2842 号
	平成 22 年 3 月 17 日
改正	23 福保障居第 1338 号
	平成 23 年 9 月 29 日
改正	24 福保障居第 483 号
	平成 24 年 5 月 1 日
改正	24 福保障居第 3605 号
	平成 25 年 3 月 29 日
改正	25 福保障居第 3197 号
	平成 26 年 3 月 31 日
改正	26 福保障居第 3082 号
	平成 27 年 3 月 31 日
改正	29 福保障地第 1954 号
	平成 30 年 3 月 31 日
改正	30 福保障地第 1343 号
	平成 30 年 11 月 21 日
改正	2 福保障地第 1996 号
	令和 3 年 3 月 31 日
改正	3 福保障地第 983 号
	令和 3 年 12 月 1 日
改正	5 福保障地第 414 号
	令和 5 年 7 月 1 日
改正	6 福祉障地第 1 号
	令和 6 年 4 月 1 日
改正	7 福祉障地第 600 号
	令和 7 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 18 項に規定する共同生活援助を行う事業所のうち、第 2 条に定める事業所（以下「グループホーム」という。）の安定的な運営を図るため、東京都内における支援事業の標準化を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

(種類)

第 2 条 グループホームを次に掲げるものに分類する。

(1) 滞在型グループホーム（以下「滞在型」という。）

法第 36 条第 1 項の規定に基づき東京都知事または八王子市長（以下「知事等」という。）による指定を受けたグループホーム（次号の通過型としての指定を受けたものを除く。）

(2) 通過型グループホーム（以下「通過型」という。）

法第36条第1項の規定に基づき知事等による指定を受けたグループホームであって、別表1に定める基準を満たしており、東京都福祉局長（以下「局長」という。）が通過型として指定したもの。

（支援事業の内容）

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）運営費の助成

グループホームの運営を支援するための助成をいう。

（2）夜間支援体制に対する助成

グループホームにおいて、夜間支援を行った場合の助成をいう。

（3）グループホームの入居者に対する家賃助成事業

グループホームの入居者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの（以下「難病患者等」という。）に限る。）が支払った家賃の一部に対する助成をいう。

（4）施設借上費の助成

グループホームの入居者（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等に対する助成をいう。

（5）開設準備経費の助成

グループホームに供するための共同生活住居（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を新設又は増設（グループホームの定員の増加に伴う新たな共同生活住居の設置をいう。）するために必要となる経費に対する助成をいう。

（6）通過型グループホームに対する助成

前条第2号に基づく通過型の運営を支援するための助成をいう。

（7）精神科医療連携体制に対する助成

グループホームが精神科医療との連携を行う体制を整備するために必要となる経費に対する助成をいう。

（援護の実施者）

第4条 前条に規定する事業の実施主体（以下「援護の実施者」という。）は、この要領に定めるもののほか、法第19条第2項の規定によりグループホームの入居者に対し支給決定を行った市町村とする。

（通過型の指定）

第5条 通過型の指定等は、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

（1）通過型を運営しようとする者（以下「申請者」という。）は、その運営開始前までに、東京都障害者通過型グループホーム指定申請書（別記第1号様式）及び通過型グループホーム運営取組方針（事業計画書）を局長に提出しなければならない。

（2）局長は、前号の申請があったときは、申請者に係る障害者の自立促進の実績、実施能力等を審査の上、指定の可否を決定し、東京都障害者通過型グループホーム指定・不指定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（3）通過型の事業を廃止しようとするときは、あらかじめ東京都障害者通過型グループホーム廃止届（別記第3号様式）により局長に届け出るものとする。

（4）通過型の指定後に、別表1に定める基準を満たしていないことが判明した場合は、局長は、東京都障害者通過型グループホーム指定取消通知書（別記第4号様式）により当該通過型の指定を取り消すことができる。

(精神科医療連携体制の届出)

第5条の2 第3条第7号に規定する精神科医療連携体制に対する助成に係る届出については、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

(1) 以下の要件を全て満たしているグループホームとして、あらかじめ精神科医療連携体制に係る届出書(別記第5号様式)を局長に届け出ること。

ア 精神科医療との十分な連携を図ることができる専門性を備えた専門職が配置されていること。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)第15の1の4の3の規定により、看護職員配置加算について知事等に届け出たグループホームではないこと。

ウ 報酬告示第15の7の注7の規定により、医療連携体制加算(VII)について知事等に届け出たグループホームではないこと。

(2) 前号に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合は、直ちに精神科医療連携体制に係る届出書(別記第5号様式)により局長に届け出るものとする。

(夜間支援体制の認定)

第6条 報酬告示第15の1の5の注1または注2の規定により指定共同生活援助事業所等の夜間支援体制に係る届出が行われているときは、夜間支援体制の認定を受けているものとみなす。

(運営費の助成)

第7条 運営費の助成は、次を標準として算定するものとする。

(1) 運営費の算定は月単位とし、その額は別表2-1に掲げる都加算日額単価に次号に定める処遇を行った日数(以下「基準日数」という。)を乗じて得た額とする

(2) 基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援を行い、サービス提供記録にその支援内容を記録した日とする。ただし、これらの支援を行う旨をあらかじめ個別支援計画に記載していることを算定の要件とする。

ア 日常生活支援

イ 食事提供支援

ウ 介護等支援

エ 入院時における病院等との連絡調整等支援

オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援

カ その他入居者に対する支援

なお、エにおける支援とは、病院又は診療所を訪問し、入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援などの日常生活上の支援を行うことや、退院後の円滑な生活移行のための病院又は診療所との連絡調整を行うことなどをいう。オにおける支援とは、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うことや、帰省期間中に家族等との連携により、居宅等における生活状況等を十分把握することなどをいう。

(夜間支援体制に対する助成)

第8条 夜間支援体制に対する助成に係る夜間加算の算定は月単位とし、その額は別表

2－2に掲げる日額単価から国給付費額（夜間支援等体制加算（Ⅰ）または夜間支援等体制加算（Ⅱ）分に限る。）を控除した額を標準として算定するものとする。

（家賃助成）

第9条 援護の実施者が、グループホームの入居者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）の所得の状況に応じて、入居者が支払った家賃の一定額を助成する場合は、別表2－2の基準を標準として算定するものとする。

2 家賃の助成を受けようとする者は、家賃助成申請書（別記第6号様式）により援護の実施者に申請しなければならない。

3 援護の実施者は、入居者に対する家賃の助成を適当であると認めるとき又は不適当であると認めるときは、家賃助成承認・不承認通知書（別記第7号様式）により入居者あて通知するものとする。

（施設借上費の助成）

第10条 援護の実施者は、グループホームに対し、入居者（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等として施設借上費を助成する場合は、別表2－2の基準を標準として算定するものとする。

（開設準備経費の助成）

第11条 主たる対象が精神障害者であるグループホームに対する開設準備経費を助成する場合は、別表2－2の基準を標準として算定するものとし、援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

（通過型の助成）

第12条 通過型に対する助成は、次を標準として算定するものとする。

（1）通過型加算

ア 通過型加算の算定は月単位とし、その額は別表2－2に掲げる日額単価に第7条に定める基準日数を乗じて得た額とする。

イ 入居者が退去した場合に支弁する額は、別表2－1に掲げる都基準額の「第7条（2）エ、オ、カ（区分1以下）」の欄及び通過型加算を当該退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

（2）施設借上費

援護の実施者は、通過型に対し、施設借上費として別表2－2の基準により次に掲げるところにより支弁する。

ア 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、6か月経過した日の属する月の末日まで支弁する。

イ 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

ウ 交流室の家賃、更新料及び礼金

交流室1室分を支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

（精神科医療連携体制に対する助成）

第13条 精神科医療連携体制に対する助成に係る精神科医療連携体制加算は、次を標準として算定するものとする。

(1) 算定は月単位とし、その額は別表2-2に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

(2) 対象者は、精神障害者として支給決定を受けている利用者とする。

(3) 以下の要件を全て満たしていること。

ア 月1回以上、対象となる利用者が診療を受けている精神科医療機関との連携を行い、その記録を作成すること。

イ 利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行うこと。

ウ ア及びイに係る記録を5年間保存し、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(補助の条件)

第14条 第3条第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、以下の各号の条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日から3年間は適用しない。

ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講

ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。

ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

※ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(3) 事業計画の作成等

事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行っていること。また、新たに指定を受ける場合や事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、原則、都に事業計画を提出すること。

(4) 書類の保存

第1号及び第2号に係る書類を5年間保存すること。なお、第1号から第3号に係る書類について、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に東京都障害者グループホーム等支援事業実施要綱（平成19年11月16日付19福保障居第1122号）に基づく通過型の指定を受けているグループホームについては、この要領に基づく通過型の指定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月17日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要領の適用の日の前日までに、障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第217条に規定する一体型指定共同生活援助事業所を運営する者で、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第121号）により改正される前の報酬告示第9の2の注に規定する夜間支援体制に係る届出が行われているときは、第6条（1）の認定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 なお「東京都障害者グループホーム支援事業」は東京都内における支援事業の標準化を図ることが目的であることなどから、平成27年度から障害者施策推進区市町村包括補助事業により実施される「グループホーム地域ネットワーク事業」を運用している区市町村管内のグループホームは当事業に参加するよう努めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - （1）第3条第7号及び第13条の規定 平成31年1月1日
 - （2）第14条第1号ア及びウの規定 令和3年4月1日
 - （3）第14条第2号ア及びウの規定 令和2年4月1日

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

別表 1

通過型指定基準等

I 精神障害者を主な対象とするグループホーム

1 通過型グループホーム

障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホームから単身生活への移行を図るための取組や援助を行う。

単身生活への移行に当たっては、通過型グループホーム運営取組方針（事業計画書）や個別支援計画等により、概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組むものとする（入居者が、正当な理由なく長期にわたり利用することはできないものとする。）。

なお、知事等による指定を受けたサテライト型住居（以下「国基準サテライト型住居」という。）及び報酬告示第15の2の注3の規定により、自立生活支援加算（Ⅲ）について知事等に届け出たグループホーム（以下「移行支援住居」という。）は通過型グループホームの対象から除外する。

2 入居対象者

都内に在住の障害者であって、次に掲げる基準に3以上該当しているものとする。

- （1） 日常生活を維持するに足りる収入があること。
- （2） 一定程度の自活能力があること。
- （3） 単身での生活又は家族での生活が困難又は適当でないこと。
- （4） 通院医療を継続していること。

3 定員等

ユニットごとに指定するものとし、1ユニット（サテライト型を含み、国基準サテライト型住居を除く。）の定員は4人から7人までとする。

4 設備基準

交流室として、入居者等が交流することができる場所を有していること。

5 職員配置基準

- （1） 職員等（顧問医を除く。）は、専ら当該通過型の職務に従事できる者をもって充てること。
- （2） 世話人、代替世話人及び顧問医をそれぞれ1名置くこと。（世話人は常勤とする。）
- （3） 世話人には精神保健福祉士又は社会福祉士等の国家資格を取得している者を配置すること。
- （4） 顧問医には障害者等の対応に関し相当の経験を有する者をもって充てること。

II 知的障害者を主な対象とするグループホーム

1 通過型グループホーム

障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要

な援助を行うとともに、都型通勤寮と連携して、安定した地域生活を送るための取組や援助を行う。

その際は、通過型グループホーム運営取組方針（事業計画書）や個別支援計画等により、概ね3年間で安定した地域生活へ移行できるよう取り組むものとする（入居者が、正当な理由なく長期にわたり利用することはできないものとする。）。

なお、国基準サテライト型住居及び移行支援住居は通過型グループホームの対象から除外する。

2 入居対象者

都内に在住の知的障害者であって、現に就労し、または就労することが可能な者

3 定員等

ユニットごとに指定するものとし、1ユニット（サテライト型を含み、国基準サテライト型住居を除く。）の定員は4人から7人までとする。

4 設備基準

交流室として、入居者等が交流することができる場所を有していること。

5 職員配置基準

- （1） 職員等は、専ら当該通過型の職務に従事できる者をもって充てること。
- （2） 世話人及び代替世話人をそれぞれ1名置くこと。（世話人は常勤とする。）
- （3） 世話人には社会福祉士の資格を取得している者を配置すること。

東京都障害者グループホーム都単価表（運営費の助成）（令和6年4月1日～）

(単位：円)

類型	配置 区分	人員配 置体制 加算	障害支援区分等	都 加 算 日 額 単 価									
				1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	5 級 地	6 級 地	7 級 地	その他		
介護サ ー ビ ス 包 括 型	4 対 1 相 当	Ⅰ	第 7 条（2）ア、イ、ウ										
			区分 6	1,706	1,922	1,977	2,140	2,248	2,465	2,628	2,790		
			区分 5	1,564	1,736	1,779	1,906	1,992	2,164	2,292	2,420		
			区分 4	1,397	1,542	1,578	1,687	1,759	1,903	2,011	2,120		
			区分 3	1,147	1,266	1,295	1,384	1,444	1,563	1,652	1,740		
			区分 2	1,139	1,224	1,244	1,308	1,350	1,434	1,497	1,560		
			区分 1 以下	187	266	285	344	384	462	521	580		
		Ⅲ	個人ホームヘルプ（区分 5）										
			0	0	0	0	10	134	228	320			
		個人ホームヘルプ（区分 4）											
		107219248333389502587670											
		Ⅰ・Ⅲ	第 7 条（2）エ、オ、カ										
	区分 2 以上		4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190			
	区分 1 以下		3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040			
	5 対 1 相 当	Ⅱ	第 7 条（2）ア、イ、ウ										
			区分 6	1,375	1,575	1,626	1,777	1,878	2,079	2,230	2,380		
			区分 5	1,423	1,579	1,617	1,734	1,812	1,967	2,083	2,200		
			区分 4	1,267	1,396	1,428	1,525	1,589	1,717	1,813	1,910		
			区分 3	959	1,064	1,089	1,168	1,220	1,324	1,402	1,480		
			区分 2	963	1,033	1,050	1,102	1,137	1,206	1,258	1,310		
			区分 1 以下	199	263	279	328	360	424	472	520		
		Ⅳ	個人ホームヘルプ（区分 5）										
			00000029110										
		個人ホームヘルプ（区分 4）											
		085109182230326399470											
		Ⅱ・Ⅳ	第 7 条（2）エ、オ、カ										
			区分 2 以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480		
			区分 1 以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530		
		6 対 1	Ⅰ	第 7 条（2）ア、イ、ウ									
	区分 6			1,757	1,947	1,995	2,138	2,233	2,424	2,567	2,710		
	区分 5			1,806	1,951	1,987	2,096	2,168	2,313	2,421	2,530		
	区分 4			1,650	1,768	1,798	1,886	1,945	2,064	2,152	2,240		
	区分 3			1,319	1,413	1,437	1,507	1,555	1,649	1,720	1,790		
	区分 2			1,312	1,371	1,387	1,431	1,461	1,520	1,565	1,610		
	区分 1 以下			558	613	626	667	694	749	790	830		
	個人ホームヘルプ（区分 5）			0	51	75	149	197	295	367	440		
	個人ホームヘルプ（区分 4）			372	458	479	543	586	672	737	800		
	Ⅲ		第 7 条（2）エ、オ、カ										
			区分 2 以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480		
			区分 1 以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530		
	体 験		Ⅱ	第 7 条（2）ア、イ、ウ									
				区分 6	1,311	1,539	1,596	1,767	1,881	2,109	2,280	2,450	
区分 5				1,216	1,397	1,443	1,578	1,668	1,849	1,985	2,120		
区分 4		1,096		1,249	1,287	1,402	1,479	1,632	1,746	1,860			
区分 3		729		859	891	990	1,055	1,185	1,283	1,380			
区分 2		849		941	964	1,034	1,080	1,172	1,241	1,310			
区分 1 以下		0		0	5	70	114	200	265	330			
Ⅳ		第 7 条（2）エ、オ、カ											
		区分 2 以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190			
		区分 1 以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040			

[illegible]

[illegible]

東京都障害者グループホーム都単価表（運営費以外の助成）

○加算（単価／日額）

項 目	金 額	摘 要
通過型加算	8 0 0 円	自立生活支援加算（Ⅲ）との併給は不可
夜間加算	9 9 1 円	—
精神科医療連携体制加算	3 3 0 円	平成 3 1 年 1 月 1 日から適用

○家賃助成（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）

区分	入居者の所得額	摘 要
1	月額 7 3, 0 0 0 円 未満	月額 2 4, 0 0 0 円 ただし、家賃の額が 2 4, 0 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額 7 3, 0 0 0 円 以上 9 7, 0 0 0 円 未満	月額 1 2, 0 0 0 円 ただし、家賃の額が 1 2, 0 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

※所得基準等は別表 3 による。

○施設借上費（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 6 9, 8 0 0 円 ただし、家賃の額が 6 9, 8 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	① 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金 ② 生活保護対象者の住宅扶助は除く。

○施設借上費（通過型に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 6 9, 8 0 0 円	1 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金 2 交流室（1 室）の家賃、更新料及び礼金

○開設準備経費（主たる対象が精神障害者であるグループホームに限る。）

基準額	摘 要
3 0 9, 0 0 0 円	○開設に必要な備品の購入費 ○備品購入に伴う設備工事費 ※援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

別表 3

家賃助成算定基準

- (1) 所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものを除く。）から必要経費を控除した額とする。
- (2) 収入は、次のものをいう。
 - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、第28条第1項に定める給与所得及び第33条第1項に定める譲渡所得
 - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
 - ウ 国及び地方自治体が支給する各種手当及び交通費給付
- (3) 収入として認定しないものは、次のものをいう。
 - 地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき17,000円以内の額（月額）
- (4) 必要経費は、次のものをいう。
 - ア 社会保険料
 - イ 所得税
 - ウ 地方税
 - エ 交通費
 - オ 基礎控除

（2）の収入から（3）を差し引いた額を基に、別表4「基礎控除額表」により算出した額

別表4

基 礎 控 除 額 表

(単位:円)

収入金額(月額)別区分	控除額
0 ～ 15,000	収入額と同額
15,001 ～ 15,199	収入額と同額
15,200 ～ 18,999	15,200
19,000 ～ 22,999	15,600
23,000 ～ 26,999	16,000
27,000 ～ 30,999	16,400
31,000 ～ 34,999	16,800
35,000 ～ 38,999	17,200
39,000 ～ 42,999	17,600
43,000 ～ 46,999	18,000
47,000 ～ 50,999	18,400
51,000 ～ 54,999	18,800
55,000 ～ 58,999	19,200
59,000 ～ 62,999	19,600
63,000 ～ 66,999	20,000
67,000 ～ 70,999	20,400
71,000 ～ 74,999	20,800
75,000 ～ 78,999	21,200
79,000 ～ 82,999	21,600
83,000 ～ 86,999	22,000
87,000 ～ 90,999	22,400

収入金額(月額)別区分	控除額
91,000 ～ 94,999	22,800
95,000 ～ 98,999	23,200
99,000 ～ 102,999	23,600
103,000 ～ 106,999	24,000
107,000 ～ 110,999	24,400
111,000 ～ 114,999	24,800
115,000 ～ 118,999	25,200
119,000 ～ 122,999	25,600
123,000 ～ 126,999	26,000
127,000 ～ 130,999	26,400
131,000 ～ 134,999	26,800
135,000 ～ 138,999	27,200
139,000 ～ 142,999	27,600
143,000 ～ 146,999	28,000
147,000 ～ 150,999	28,400
151,000 ～ 154,999	28,800
155,000 ～ 158,999	29,200
159,000 ～ 162,999	29,600
163,000 ～ 166,999	30,000
167,000 ～ 170,999	30,400
171,000 ～ 174,999	30,800

収入金額(月額)別区分	控除額
175,000 ～ 178,999	31,200
179,000 ～ 182,999	31,600
183,000 ～ 186,999	32,000
187,000 ～ 190,999	32,400
191,000 ～ 194,999	32,800
195,000 ～ 198,999	33,200
199,000 ～ 202,999	33,600
203,000 ～ 206,999	34,000
207,000 ～ 210,999	34,400
211,000 ～ 214,999	34,800
215,000 ～ 218,999	35,200
219,000 ～ 222,999	35,600
223,000 ～ 226,999	36,000
227,000 ～ 230,999	36,400
231,000 ～	収入金額が 231,000円以上の 場合は、収入金額 が4,000増加するご とに400円増加

(別記第1号様式)

受付番号	
------	--

東京都障害者通過型グループホーム指定申請書

年 月 日

東京都福祉局長 殿

申請者 所在地
名 称 印

東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、通過型グループホームの指定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 法人名称				
	法人の 主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)			
		(ビルの名称等)			
	電話・ファクシミリ番号				
	法人の種別			法人の所轄庁	
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
	代表者の住所	(郵便番号 ー)			
事業所	フリガナ 事業所名称				
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー)			
		(ビルの名称等)			
	サービスの種類			事業所番号	

指定を受けようとするユニット	ユニットの名称					
	ユニットの所在地	(郵便番号 —)				
		(ビル of 名称等)				
	電話・ファクシミリ番号					
	管 理 者	フリガナ				
		氏 名				
	世話人体制	氏 名		年齢	勤務形態	
					常勤 ・ 非常勤	
					常勤 ・ 非常勤	
					常勤 ・ 非常勤	
	顧問医					
	事業開始予定年月日	年 月 日				
ユニット of 事業の種類						
定員及び居室数	人	室(うち個室 室)				
利用者負担額 (居室料、飲食物費等)	月額		円			
緊急時対応施設等						
建物の概要	広さ	土地	m ²	自己所有 ・ 賃借		
		建物	m ²	自己所有 ・ 賃借		

- 添付書類
- 1 通過型グループホーム運営取組方針(事業計画書)
 - 2 その他必要な書類

(別記第2号様式)

第 号
年 月 日

東京都障害者通過型グループホーム指定・不指定通知書

殿

東京都福祉局長 印

年 月 日 号で申請のあった通過型グループホームの指定に係る

申請について、次のとおり { 指定する ことを決定したので、通知します。
不指定とする

フリガナ 事業所の名称			
フリガナ 本体住居の名称			
本体住居定員		サテライト 定員	
本体住居の 所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)		
指定年月日	年 月 日		
(不指定理由)			

(別記第3号様式)

東京都障害者通過型グループホーム廃止届

年 月 日

東京都福祉局長 殿

所在地
申請者 氏 名

印

通過型グループホームの廃止について、次のとおり届出します。

事業所の 名 称			
サービスの種類	共同生活援助	事業所番号	
本体住居の 名 称			
廃止予定年月日	年 月 日		
廃止理由			

(別記第4号様式)

第 号
年 月 日

東京都障害者通過型グループホーム指定取消通知書

殿

東京都福祉局長 印

貴法人の運営する通過型グループホームについては、下記のとおり指定の取消しを決定したので通知します。

事業所の 名 称	
本体住居の 名 称	
代 表 者	
所 在 地	
指定取消年月日	
指定年月日	
(指定の取消しをする理由)	

(別記第5号様式)

受付番号	
------	--

精神科医療連携体制加算に係る届出書

年 月 日

東京都福祉局長 殿

所在地
届出者 名 称
代表者職・氏名 印

東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、以下のとおり届け出ます。

異動区分		1 新規		2 終了	
異動年月日		年 月 日			
事業所	フリガナ 事業所名称				
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 —)			
		(ビルの名称等)			
	事業所番号		主たる対象		
	看護職員配置加算の届出		1 届出有 2 届出無		
	医療連携体制加算(V)の届出		1 届出有 2 届出無		
	専門職	氏 名	資格名	兼務している職種	

- 添付書類
- 1 専門職の資格証
 - 2 職員配置状況確認調査票
 - 3 その他必要な書類

家賃助成申請書

年 月 日

殿

申請者（本人）
氏 名 _____ 印

グループホームの家賃助成を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住 所			
	生年月日			
グループホーム	運営主体			
	指 定 事業所名		ユニット名	
	所 在 地		入居年月	
収入状況等	収 入 額		控 除 額	
		円		円
家賃				

(注) 1 給与支給明細書又は工賃支払明細書等を添付すること。
2 家賃領収書を添付すること。
3 記名押印に代えて署名することができます。

家賃助成承認・不承認通知書

年 月 日

(申請人)

殿

印

グループホームの家賃助成については、次のとおり 承認・不承認 したので通知します。

申請者	氏 名			
	住 所			
	生年月日	年 月 日 歳		
グループホーム	運営主体			
	指 定 事業所名		住居名	
	所 在 地		入居年月	
家 賃 月 額				
家賃助成月額				
備 考				